

よくある質問

Q

A

Q1 避難行動要支援者(高齢者・障害者)の避難支援は、行政がやるべき仕事ですか?

A 被害が広範囲にわたる大規模な災害においては、現実的に行政だけでは迅速な対応に限界があり、過去の災害においても、地域住民の避難支援が最も有効であることが明らかになっておりますので、ご協力いただきますようお願いします。



Q2 同意した個人情報の変更はどうすればいいですか?

A 個人情報の外部提供に関する同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続としますので、再度の提出は必要ありません。なお、希望登録いただいた方については、申請内容などに変更が生じた場合は、必ず、長寿安心課もしくは障害福祉課までご連絡ください。

Q3 災害が発生した場合、自分の事、家族のことで精一杯です。避難行動要支援者の避難を支援する余裕はないと思うのですが?

A 避難支援は、あくまで善意と地域のささえあいの精神に基づいて行うものであり、災害時に避難支援ができない場合でも責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の命を最優先にお考えいただき、安全が確保された後、できる範囲で避難行動要支援者の避難支援をお願いします。

Q4 私たちの地域には、日中は高齢者しかいません。十分な避難支援が困難ですが、どうすればいいのでしょうか?

A 発災時刻によっては、避難支援の体制が異なってきますので、対応が可能な方による避難支援活動を実施していただくことになります。避難の支援には、①災害情報の伝達、②避難誘導、③避難支援、④救援要請、⑤救護・救出活動、⑥安否確認などがあります。まずは、できる範囲の支援から始めることが大切です。



Q5 要件に該当せずに名簿に掲載されていないが、掲載した方がいいと思われる方を把握した場合、どうすればよいのでしょうか?

A 地域でそのような方を把握した方は、地域で情報共有を行った後、市までご連絡をお願いします。地域の支援体制等を考慮した上で、市からご本人に対して名簿に掲載することや平常時から名簿情報を外部提供することについても意思確認を行います。

Please contact the city if necessary correspondence of those other than Japanese
日本語以外での対応が必要な場合は市にご連絡ください。

本制度に関するお問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市 長寿安心課 06-6858-2237

障害福祉課 06-6858-3282

受付時間/平日8:45~17:15

市民の皆様へ

高齢者や障害者の方々を災害時に支援するための

防災・福祉ささえあいづくり 推進事業について

いざ!!

というときの避難のために



顔の見えない関係から 顔の見える関係へ



平常時から顔の見える人間関係を構築することが大切です!

自助・共助・公助の連携による支援体制づくり

豊中市では、災害時に自力での避難が難しいと思われる方々の内、特に支援が必要な方々(避難行動要支援者)の生命・身体を守るために、「避難行動要支援者名簿」を作成しました。

大規模災害時、行政は可能な限り災害支援活動(公助)を行いますが、その活動にも限界があり、被害を最小限に抑えるためには、日頃から顔の見える関係作りに努めるなど、自分でできることは可能な限り行う(自助)とともに、地域の助け合い(共助)が大きな力となります。

この制度の趣旨をご理解いただき、地域の方々や避難行動要支援者の方々が安心して暮らせる地域づくりにご協力いただきますようお願いいたします。

1 対象となる人は？

避難行動要支援者は、災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる方です。豊中市では下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ①65歳以上の単身世帯で要介護1、2または要支援1、2認定者
- ②要介護3、4又は5の認定者
- ③身体障害者手帳1級、2級所持者(個別等級)
【視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹】
- ④精神障害者保健福祉手帳1級所持で単身世帯
- ⑤療育手帳A所持で単身世帯
- ⑥難病患者(一定要件を満たす常時人工呼吸器装着者)
- ⑦その他災害時に自力避難に不安を抱く者で市長が特に必要と認めた者



*⑦で登録を希望する場合は、「避難行動要支援者名簿登録用の様式」を記入し、市に提出してください。

2 名簿の内容は？

住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を作成します。

- | | |
|-------|--------------------------------|
| ①住所 | ⑤性別 |
| ②氏名 | ⑥電話番号 |
| ③生年月日 | ⑦避難支援を必要とする理由
(介護度、障害の部位など) |
| ④年齢 | |

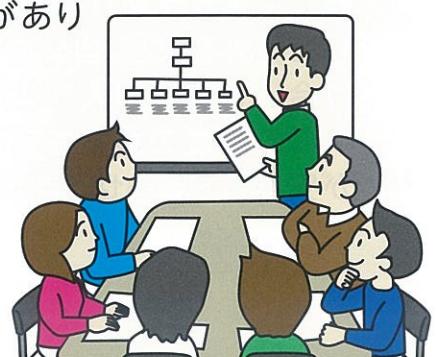
3 名簿の提供先は？

避難行動要支援者の方々が災害時の避難等の際に可能な限り地域で支援が受けられるよう、対象者本人の同意を得た上で、市が日頃から下記の避難支援等関係者のうち、市と協定を締結した団体へ名簿を提供します。

避難支援等関係者

- 民生・児童委員
- 校区福祉委員会
- 自主防災組織
- 地域自治組織
- その他市長が必要と認めた団体

日頃から提供する名簿については、情報提供について同意された方の情報のみとなりますが、緊急時には命を守ることを最優先とし、不同意の方の情報も関係機関へ情報提供することがあります。



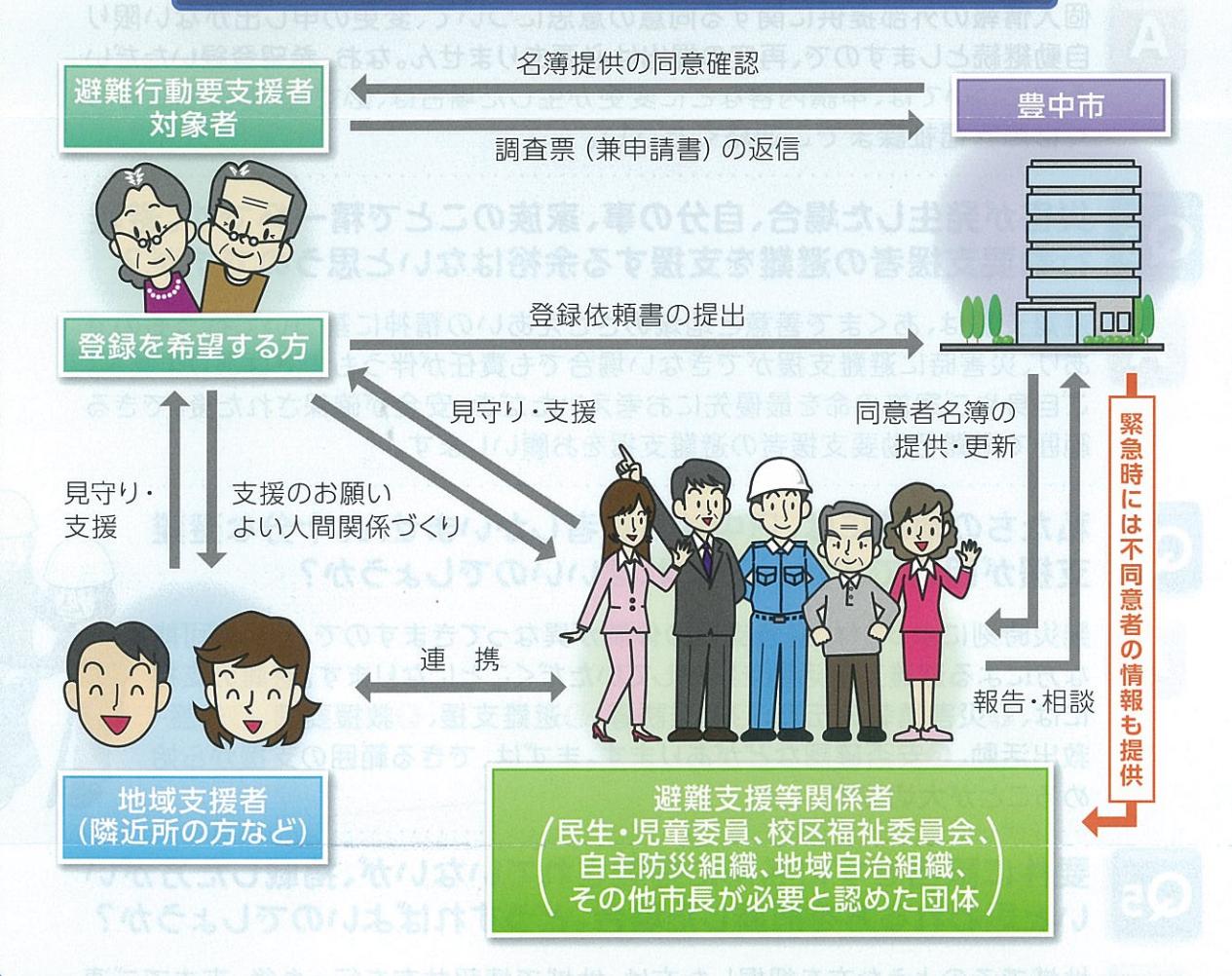
4 個人情報の取り扱いは？

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿提供時には市が個人情報の取り扱い説明を実施します。

5 名簿を活用した支援とは？

同意していただいた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供することで、地域の支援体制づくり、訓練、災害時の安否確認や避難誘導等に活用します。

避難行動要支援者名簿の活用(イメージ)



同意・登録申出にあたって

本制度は、善意・共助の精神に基づく地域の助け合いによって、被害をできるだけ少なくすることを目的としています。同意・登録いただきましても、必ずしも災害時の支援を受けることができるとは限りません。避難行動要支援者の方も可能な範囲で備えをお願いします。また、いざという時のためにも、日頃から地域の方々と交流する機会を増やすよう心がけてください。

重要